

第5章 自治会活動に関連する市の事業等の紹介

1 事業等一覧表

市では、自治会活動を支援する様々な助成制度等を設けています。
制度の内容と担当課は、次に掲げるとおりです。

	分野	事業名	内容	担当課	ページ
2	自治会	自治会等自治振興交付金	自治会、町内会などの活動を支援する交付金	協働推進課	P 4 1
3	自治会	自治会集会所建設事業補助金	集会所の建設、補修に対する補助	協働推進課	P 4 5
4	自治会	自治会集会所登記経費補助金	集会所の登記費用に対する補助	協働推進課	P 4 8
5	安心・安全	防犯灯設置等補助金	防犯灯の設置、修繕、維持管理に対する補助	生活安全課	P 4 9
6	安心・安全	消費生活出前講座	消費生活に関する講師として推進員を派遣する制度	山口市消費生活センター	P 5 1
7	安心・安全	自主防災組織認定及び自主防災組織育成事業補助金交付制度	自主防災組織に対する補助	防災危機管理課	P 5 2
8	安心・安全	防災講座	防災に関する講師として職員や有識者を派遣する制度	防災危機管理課	P 5 4
9	環境美化	ごみ集積施設整備補助金	ごみステーションの容器や飛散防止用品に対する補助	清掃事務所	P 5 6
10	環境美化	自治会活動に伴う廃棄物処理の取り扱い	同左	資源循環推進課	P 5 7
11	環境美化	資源回収推進事業奨励金交付制度(つくし推進事業)	自主的な資源回収(古紙など)に対する補助	資源循環推進課	P 5 8
12	環境美化	特定家庭用機器(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)廃棄物処理費用交付制度	ごみステーションに違法に排出された、テレビなどの処理費用に対する補助	資源循環推進課	P 6 0
13	環境美化	飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成制度	飼い主のいない猫への不妊・去勢手術費に対する助成制度	環境衛生課	P 6 1
14	環境美化	法定外公共物原材料支給	道路・水路の修繕のための原材料を支給する制度	道路管理課	P 6 2
15	環境美化	反射鏡設置補助金	カーブミラーの設置・修繕	各地域交流センター	P 6 3
		法定外公共物等整備事業補助金について	道路・水路の工事に対する補助	南部土木事務所 徳地土木事務所 阿東土木事務所	

	分野	事業名	内容	担当課	ページ
16	環境美化	道と海の愛護ボランティア制度「クリーンネット」	市道や海岸の美化活動を支援する制度	道路管理課	P 6 4
17	環境美化	樺野川水系等の清流の保全に関する条例における河川美化協定	準用河川区域の美化活動を支援する制度	河川治水課	P 6 6
18	環境美化	公園美化ボランティア支援事業	都市公園等の美化活動を支援する制度	都市整備課	P 6 8
19	福祉	山口市救急サポート安心キット配布事業	健康上不安のある高齢者などの方にもしもの時の救急サポート安心キットを配布	高齢福祉課	P 7 0
20	福祉	山口市ほっと安心SOSネットワーク事業	行方不明になる可能性のある高齢者や障がい者等の情報を登録し、早期発見を図る事業	高齢福祉課 障がい福祉課	P 7 1
21	福祉	「民生委員・児童委員」および「福祉員」候補者の推薦について	地域の身近な相談相手「民生委員・児童委員」の役割	地域福祉課	P 7 3
22	福祉	介護予防出張講座	高齢者の所属する地域の団体等に、介護予防に関する知識の提供等を行う事業	高齢福祉課	P 7 5
23	福祉	いきいき百歳体操	「いきいき百歳体操」を用いた、介護予防の通いの場を立ち上げたい団体に講師を派遣する事業	高齢福祉課	P 7 6
24	福祉	認知症サポーター養成講座	認知症について理解したい、手助けをしたいと思う団体に講師（キャラバンメイト）を派遣する事業	高齢福祉課	P 7 7
25	生涯学習	お気軽講座	市政に関する講師として職員を派遣する制度	社会教育課	P 7 8
26	多文化共生	やまぐち外国人総合相談センター (Yamaguchi Multilingual Consultation Center) の紹介	外国人市民の方や、相談を受けられる方の総合相談事業	国際交流課 (山口県国際交流協会事業)	P 7 9

※各種講座の申込書については、市ウェブサイトにてダウンロードいただくか、各地域交流センター、各総合支所窓口にてお受け取りください。

申込書、講師派遣申請書は、担当課へご提出ください。

HP : <https://www.city.yamaguchi.lg.jp/soshiki/25/67953.html>

山口市トップページ→組織で探す→協働推進課

→自治会活動の手引き掲載 各種講座・講師派遣申請書一覧



2 自治会等自治振興交付金

(1) 目的

自治会（町内会、区を含む）等が、地域社会の維持・発展のために行う自主的かつ持続的な活動を支援し、当該活動の活性化を図り、もって住民自治の振興に資することを目的とします。かつて、市報配布、ごみステーション管理などで拠出していた補助金・交付金を統合し、自治会での幅広い活動に使用していただくため、現在の制度となりました。

(2) 交付対象事業

交付金は、自治会等が行う下記事業の実施の費用に使用いただけます。

（ ）内は例示です。

- ① 地域振興・情報発信に関する事業
（会員への情報伝達、対外的な情報発信、広報物の配布等）
- ② 環境美化・保全に関する事業
（リサイクルの推進、地域清掃等）
- ③ 安心・安全な地域づくりに関する事業
（防犯灯の維持、防犯活動、防災活動、防火活動等）
- ④ 子どもの健全育成に関する事業
（子ども会への援助等）
- ⑤ 文化・スポーツの振興に関する事業
（伝統的行事、夏祭り、文化祭、体育祭等）
- ⑥ 保健・福祉に関する事業
（敬老活動、子育て支援等）
- ⑦ その他、地域の活性化に資するもので、市長が必要と認める事業
（地域課題の取りまとめ、各種委員の推薦選出、相互扶助、親睦行事等）

<注意！> 宗教的な活動に係る経費や募金は交付金の対象外経費です。

(3) 交付金の使用

交付金は、単年度での使用を前提としています。したがって、**交付金を翌年度に繰り越したり、積立金とすることはできません。**

交付金の使途は、決算書を作成し、総会で報告する等、自治会内で共通の認識を持てるよう努めましょう。

(4) 交付額

自治会等自治振興交付金の額は、世帯割額と均等割額を合算した額（ただし、1世帯当たり5,000円を上限）とします。

ア 世帯割額 1,000円×構成世帯数

イ 均等割額 200世帯未満 40,000円

200世帯以上 上記均等割額に加え100世帯毎に20,000円加算

(例：200世帯：60,000円、300世帯：80,000円、400世帯：100,000円…)

(5) 構成世帯数

- ・ 構成世帯数は、会員である世帯数とし、準会員数を含みます。
- ・ 準会員とは自治会等の活動に賛同・協力し、準会費等の負担をする世帯又は法人等をいいます。
- ・ 交付額の基準となる構成世帯数は、4月1日時点を基準としますので、その後増減があっても交付額は変更しません。

(6) 山口市防犯灯維持管理交付金の扱いについて

自治会等に交付している山口市防犯灯維持管理交付金については、自治会等自治振興交付金と合算して交付しています。（平成24年度から）

※山口市防犯灯維持管理交付金の額

1,000円×防犯灯管理灯数

(7) 交付申請及び実績報告

提出書類は各地域交流センターに提出してください。

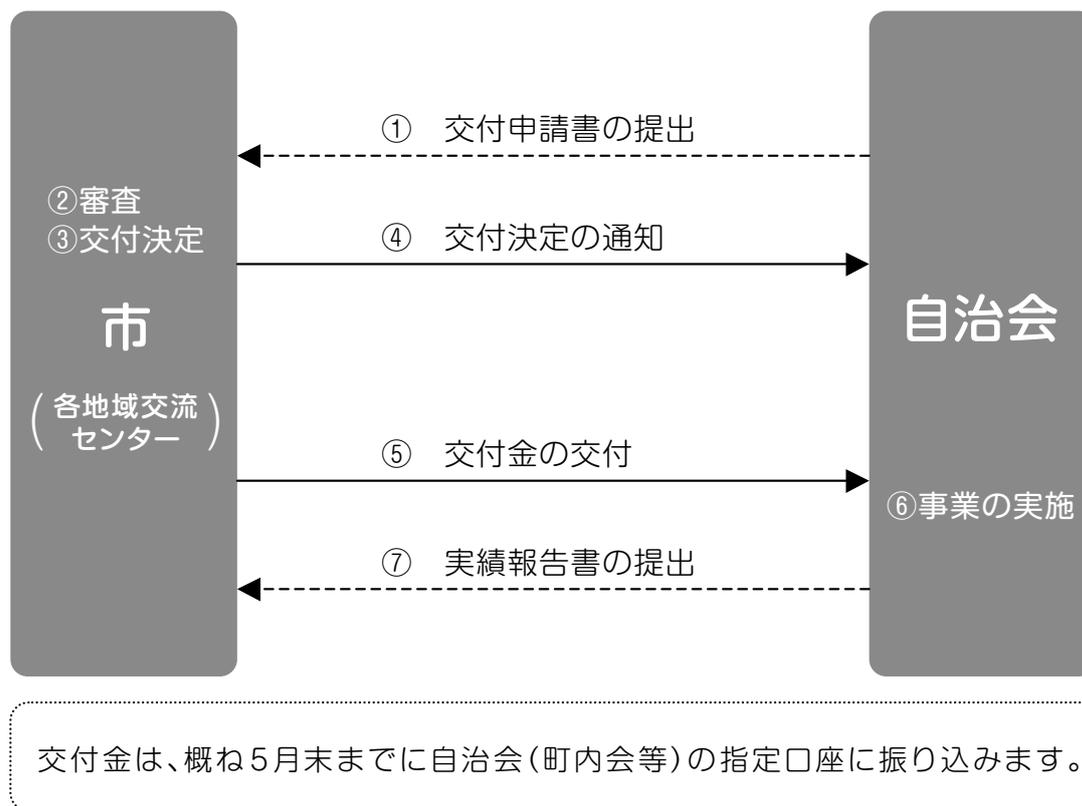
【交付申請】

年度当初に、各自治会等から交付金の交付申請書を提出していただきます。

【実績報告】

実績報告書には、自治会等の事業内容、決算報告が分かるような資料を添付してください。総会資料でかまいません。

(8) 申請の流れ



(9) 自治会等統合時の自治振興交付金の取り扱いについて

人口減少及び高齢化の進行による世帯数の減少に対して、統合によって自治会活動を維持継続しようとする自治会等への支援策の一つとして、自治会等自治振興交付金の経過措置があります。

【統合後の経過措置】

自治会等を統合した場合、統合した年度から5箇年は、統合前の自治会等の単位ごとに算出した額を合算した額とします。

- 本制度の全体的なお問い合わせについては、

問合せ先

地域生活部 協働推進課 地域づくり支援担当
TEL (083) 934-2966
E-mail : kyodo-s@city.yamaguchi.lg.jp

- 防犯灯の維持管理や設置に関するお問い合わせについては、

問合せ先

地域生活部 生活安全課 生活安全担当
TEL (083) 934-2765
E-mail : seikatu-a@city.yamaguchi.lg.jp

3 自治会集会所建設事業補助金

(1) 目的

住民自治の振興及び地域住民の連帯意識と福祉の向上に寄与するため、自治会集会所の建設事業（新築、増築、補修及び既存建物の購入をいう。）に対する補助を行います。

(2) 補助額

- ・新築、増築及び既存建物の購入

市長の認める対象事業経費の総額から、他の補助金、補償金を控除した額に10分の5を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨て）以内を補助するものとし、限度額は500万円です。

※増築とは、集会所と同じ棟続きで、延床面積が増加するものをいいます。

- ・補修

市長の認める対象事業経費の総額から、他の補助金、補償金を控除した上で、10万円を控除した額に10分の5を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨て）以内を補助するものとし、限度額は100万円です。

※補修とは、集会所の建物本体の破損した部分を修繕する場合のほか、建物の老朽化による改修工事、バリアフリー化、シロアリ被害による改修工事等を含みます。

(3) 交付対象事業

- ・集会所の本体となる建物の建設工事

※集会所と棟続きで集会所に必要な次の施設は集会所の本体として取り扱います。

ア 会議室

イ 便所

ウ 炊事場

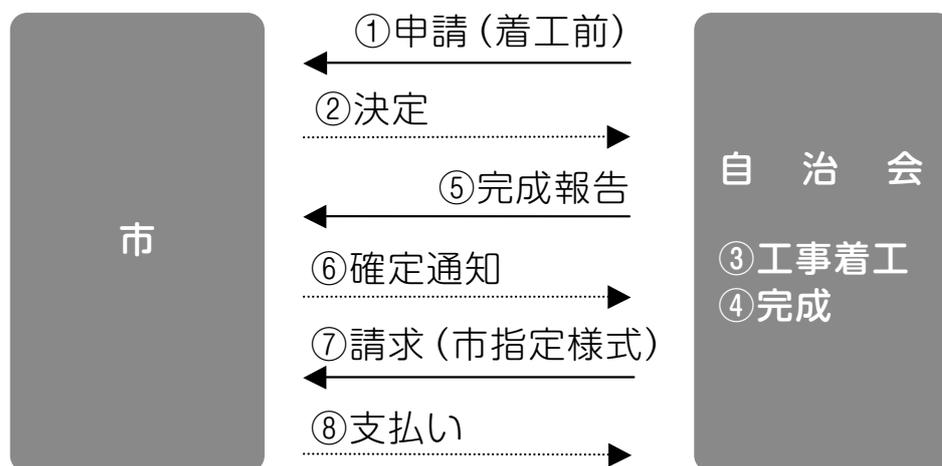
エ 物置（別棟や集会所と同一敷地外でも可能とします。ただし、基礎のあるものに限ります。）

オ 電気、ガス、給排水設備（太陽光発電設備は除きます。）

カ エアコン

- ・既存建物を購入し、集会所用途に供するために必要な改修及び修繕
 ※建物取得の同一年度内又は取得後6ヶ月以内の改修及び修繕に限ります。
 この経費は建物取得と同一事業とし補助金の最高限度額は500万円とします。
- ・次の費用については対象となりません。
 - ア 建設用地取得費
 - イ 土地造成費
 - ウ 旧建物の解体・撤去費
 - エ 外構工事費
 - オ 公共下水道及び農業・漁業集落排水等の公共ます設置費

(4) 申請の流れ



※① 申請時の提出書類

- ア 自治会集会所建設事業補助金交付申請書（第1号様式）
- イ 事業計画書（第2号様式）
- ウ 収支予算書（第3号様式）
- エ 経費の明細書（見積書）
- オ 位置図及び平面図

※⑤ 完成報告の提出書類

- ア 自治会集会所建設事業完成報告書（第8号様式）
- イ 経費の収支決算書（第9号様式）
- ウ 完成写真（着工前、完成後）
- エ 建設費請求書又は領収書の写し
- オ 市長の指定する請求書

(5) 年数制限

この補助金を受けて事業を行った自治会については、市長が特に必要性を認めた場合を除き、次の期間重ねての補助は受けられません。

ア 新築・増築・既存建物購入の補助を受けた後、再び新築・増築・既存建物購入の補助を受ける場合・・・20年

イ 新築・増築・既存建物購入の補助を受けた後、補修の補助を受ける場合・・・10年

ウ 補修による補助を受けた後に、本制度による補助を受ける場合・・・3年
※年数制限を確認する場合は協働推進課又は各総合支所地域振興課までお問い合わせください。

(6) お願い

近年、申請件数や申請額が増加しています。

自治会集会所の建設・補修等を予定されている自治会は、早めにお近くの総合支所又は各地域交流センターへご相談ください。

また、予算の範囲内での補助金交付となりますので、希望される時期に補助金を交付できない可能性があることを予めご了承ください。

(毎年4月～9月を調査期間とし、次年度以降の予算を編成しておりますが、申請件数が多い場合は優先順位をつけて補助金を交付します。)

問合せ先

地域生活部 協働推進課 地域づくり支援担当

TEL (083) 934-2966

E-mail: kyodo-s@city.yamaguchi.lg.jp

小郡総合支所 地域振興課 地域振興担当

TEL (083) 973-2475

E-mail: og-tiiki@city.yamaguchi.lg.jp

秋穂総合支所 地域振興課 地域振興担当

TEL (083) 984-8021

E-mail: ai-tiiki@city.yamaguchi.lg.jp

阿知須総合支所 地域振興課 地域振興担当

TEL (0836) 65-4112

E-mail: aj-tiiki@city.yamaguchi.lg.jp

徳地総合支所 地域振興課 地域振興担当

TEL (0835) 52-1111

E-mail: tk-tiiki@city.yamaguchi.lg.jp

阿東総合支所 地域振興課 地域振興担当

TEL (083) 956-0117

E-mail: at-tiiki@city.yamaguchi.lg.jp

4 自治会集会所登記経費補助金

(1) 目的

住民自治の振興及び地域住民の連帯意識の向上に寄与し、自治会の法人格取得を促進するため、自治会所有の集会所の土地及び建物の登記手続き経費に対して補助を行います。

(2) 補助額

自治会の法人格取得に伴う、自治会所有の集会所の不動産の登記手続き経費の総額から、登録免許税を控除した額に10分の4を乗じて得た額（100円未満の端数は切り捨て）以内を補助するものとし、最高限度額は10万円です。

(3) 申請時の提出書類

- ア 自治会集会所登記経費補助金交付申請書（様式第1号）
- イ 登記経費に係る請求書（明細のわかるもの）の写し
- ウ 不動産の登記簿謄本の写し（登記完了証の写しのご提出もお願いします）
- エ 市長の指定する請求書

問合せ先

地域生活部 協働推進課 地域づくり支援担当
TEL (083) 934-2966
E-mail: kyodo-s@city.yamaguchi.lg.jp
小郡総合支所 地域振興課 地域振興担当
TEL (083) 973-2475
E-mail: og-tiiki@city.yamaguchi.lg.jp
秋穂総合支所 地域振興課 地域振興担当
TEL (083) 984-8021
E-mail: ai-tiiki@city.yamaguchi.lg.jp
阿知須総合支所 地域振興課 地域振興担当
TEL (0836) 65-4112
E-mail: aj-tiiki@city.yamaguchi.lg.jp
徳地総合支所 地域振興課 地域振興担当
TEL (0835) 52-1111
E-mail: tk-tiiki@city.yamaguchi.lg.jp
阿東総合支所 地域振興課 地域振興担当
TEL (083) 956-0117
E-mail: at-tiiki@city.yamaguchi.lg.jp

5 防犯灯設置等補助金

(1) 目的

明るく安心して生活できる生活環境を守るため自治会等地域団体がおこなう防犯灯（防犯を目的として、主に道路を照らす街路灯等）の設置等に対して補助金を交付します。また防犯灯の維持管理に対して維持管理交付金を交付します。

(2) 補助率・補助限度額

補助率及び補助限度額は次のとおりです。

区分	種類	補助額（率）	補助限度額 （1灯につき）
設置 （新設・取替）	LED防犯灯	対象事業経費の3分の2	28,000円
	LED防犯灯 （建柱が必要な場合）	対象事業経費の3分の2	46,000円
修繕・更新	LED防犯灯	対象事業経費の2分の1	18,000円
	LED防犯灯 （建柱が必要な場合）	対象事業経費の2分の1	36,000円
維持管理交付金	LED防犯灯 その他防犯灯	1,000円/灯・年 （ただし設置した年度は除く）	

新設・・・防犯灯がない箇所に新たにLED防犯灯を設置すること。

取替・・・既設のLED以外の防犯灯をLED防犯灯に交換すること。

修繕・・・既設のLED防犯灯の照明器具の一部（付属の自動点滅器を含む）を修理または交換すること。

更新・・・既設のLED防犯灯を新たなLED防犯灯に交換すること。

■設置等補助金の計算例

① LED防犯灯設置経費35,000円（電柱に共架）の場合

※補助限度額を超えない例

$$35,000円 \times 2/3 = 23,333円$$

⇒ 補助金額 23,330円（10円未満切り捨て）

② LED防犯灯設置経費60,000円（電柱に共架）の場合

※補助限度額を超える例

$$60,000円 \times 2/3 = 40,000円$$

⇒ 補助金額 28,000円（補助限度額）

◇ LED以外の防犯灯（蛍光灯等）の設置等については、対象となりません。

◇ 道路以外を専ら照らすもの、防犯以外の目的で設置するもの、防犯灯の設置等を伴わない工事等は対象となりません。

<例> ・自治会集会所など施設の敷地内を照らすもの

・終夜点灯しないもの（人を感知して点灯するものなど）

・商店街の振興や夜間景観を主な目的とするもの

・広告物、看板、案内板等を照らすもの

・防犯灯の移設工事 など

◇補助金の交付決定は予算の範囲内でおこないます。

◇維持管理交付金は、前年度までの設置・廃止実績に基づき、当該年度の4月1日現在の管理灯数が対象となります。申請について自治会等は、自治振興交付金の中でおこなっていただきます（自治会等以外の地域団体からの申請については、市から案内書類を送付いたします）。

(3) 申請時の提出書類及び通知書類（設置等補助金）

1 防犯灯設置等補助金交付申請書兼請求書	設置団体 → 市
2 設置等経費の見積書または請求書の写し (経費の内訳が記載されたもの)	
3 設置等経費の領収書の写し	
4 設置場所の明らかになる図面	
5 委任状（振込口座が申請者と異なる場合）	
7 防犯灯設置等補助金交付決定通知書	市 → 設置団体

※各年度の最終申請期限は2月末日です。

(4) 防犯灯の点検について

防犯灯の専用柱や取付金具が劣化すると、倒壊や落下事故につながる恐れがあります。自治会で清掃活動や見守り活動などの行事に併せて、年1回程度、目視で点検を実施するようにし、事故を未然に防ぎましょう。

※市ウェブサイトにて、防犯灯の点検チェックリストを掲載しています。



(5) 防犯灯賠償責任保険の加入について

市では自治会等が所有する防犯灯に対して、万が一の事故に備え、賠償保険に加入しています。事故が発生した場合には下記生活安全課までご連絡ください。

問合せ先

地域生活部 生活安全課 生活安全担当
 TEL (083) 934-2765
 E-mail: seikatu-a@city.yamaguchi.lg.jp
 小郡総合支所 地域振興課 地域振興担当
 TEL (083) 973-2475
 E-mail: og-tiiki@city.yamaguchi.lg.jp
 秋穂総合支所 地域振興課 地域振興担当
 TEL (083) 984-8021
 E-mail: ai-tiiki@city.yamaguchi.lg.jp
 阿知須総合支所 地域振興課 地域振興担当
 TEL (0836) 65-4112
 E-mail: aj-tiiki@city.yamaguchi.lg.jp
 徳地総合支所 地域振興課 地域振興担当
 TEL (0835) 52-1111
 E-mail: tk-tiiki@city.yamaguchi.lg.jp
 阿東総合支所 地域振興課 地域振興担当
 TEL (083) 956-0117
 E-mail: at-tiiki@city.yamaguchi.lg.jp

6 消費生活出前講座

山口市消費生活センターでは、消費者がトラブルに巻き込まれないよう、消費者啓発や情報提供を行うことを目的とした消費生活出前講座を開催しています。

各種団体が開催する会合や研修会の際、おおむね10人以上の団体の要請に応じて消費生活推進員、消費生活相談員が出向き、消費生活に関する講座を行います。

○講座内容

最近多い消費者トラブル
悪質商法とクーリング・オフ
契約とクレジットの基礎知識

など

○開催時間

午前9時～午後5時までの間で
1時間程度

○開催場所

指定の場所へ伺います。
(山口市内に限ります。)

○派遣講師

消費生活推進員
消費生活相談員

○費用

講師派遣料、資料代等は無料
です。

○申込方法

まずはお電話で下記にご連絡く
ださい。開催日時等調整後、所定の
申請書を御提出ください。

※申請書に関しましては、P 39をご覧ください。

問合せ先

山口市消費生活センター（地域生活部 生活安全課）
TEL (083) 934-2926
E-mail : seikatu-a@city.yamaguchi.lg.jp

7 自主防災組織認定及び自主防災組織育成事業補助金交付制度

(1) 自主防災組織の認定について

ア 目的

要綱に基づき、市内の自治会等を自主防災組織として認定し、地域の自主的な防災活動の推進を図る。

イ 認定する自主防災組織の構成

- ① 自治会等が次の地域単位で構成する自主防災組織（地域自主防災組織）
阿東、徳地、**仁保**、**小鯖**、大内、宮野、大殿、白石、**湯田**、**吉敷**、**平川**、大歳、小郡、陶、鑄銭司、名田島、**秋穂二島**、秋穂、**嘉川**、**佐山**、阿知須
（太字は認定済：令和6年12月時点）
- ② 単位自治会など①以外で構成する自主防災組織（単位自主防災組織）

ウ 団体の認定のための提出書類

- ・ 自主防災組織認定申請書
- ・ 設置に関する規約等の写し
- ・ 組織図

(2) 自主防災組織育成事業補助金交付について

ア 目的

市内の自主防災組織の防災活動を支援するために自主防災組織育成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、地域の自主的な防災活動の推進に資することを目的とするものです。

イ 対象団体

前記の自主防災組織として認定された団体を対象としています。

ウ 自主防災組織育成事業補助金

補助率はそれぞれ3分の2以内です。

○ 地域自主防災組織

補助金の区分	補助金限度額
地域防災活動事業補助金	5万円

○ 単位自主防災組織

補助金の区分	世帯数	補助金限度額
防災資機材整備事業補助金	300世帯未満	20万円
	300世帯以上	30万円
地域防災活動事業補助金	300世帯未満	3万円
	300世帯以上	5万円

※世帯数は該当年度の4月1日現在の数

地域防災活動事業補助金は毎年活動に応じて申請可能ですが、防災資機材整備事業補助金は各団体1回限りです。ただし、申請日から起算して5年を経過した日が属する年度の翌年度以降において、再度申請することができます。

また、補助を受けようとされる場合は、必ず活動を実施する前に事前の申請が必要となります。

エ 防災資機材の対象物

- ① 情報収集伝達活動資機材（携帯型無線機、携帯ラジオ、携帯拡声器など）
- ② 消火活動資機材（消火器、三角消火バケツなど）
- ③ 水防活動資機材（防水シート、シャベル、つるはしなど）
- ④ 救出活動資機材（ヘルメット、防塵めがね、懐中電灯など）
- ⑤ 救護活動資機材（担架、救急セット、毛布など）
- ⑥ 生活維持活動に必要な資機材（炊飯設備、非常食など）
- ⑦ その他資機材（発電機など防災上有効なものとして市長が認める資機材）

オ 地域防災活動事業の対象

- ① 啓発活動 防災意識の向上を目的とする活動に要する経費
- ② 訓練活動 防災訓練の実施に要する経費
- ③ 研修活動 防災知識の向上を目的とする研修会の開催又は参加に要する経費

カ 申請時の提出書類

- ・ 自主防災組織育成事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ・ 事業計画書（様式第2号）
- ・ 見積書（写）その他補助対象経費の内容が確認できる書類
- ・ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(3) 資料等の入手について

山口市役所のホームページでも入手できます。「くらしの情報」内の「救急・防災」から「防災」の「山口市では自主防災組織の設立を推進しています」をご覧ください。



問合せ先

総務部 防災危機管理課 防災危機管理担当
TEL (083) 934-2723
E-mail : bousai@city.yamaguchi.lg.jp

8 防災講座

職員や防災に関する有識者等を講師として派遣し、基礎から専門的なものまで幅広い内容の講座を行います。

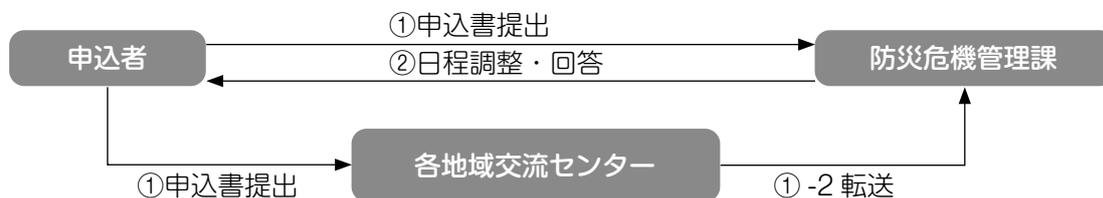
防災行政、各種災害対策、自主防災活動の3つに分類し、14のメニューから選択していただく仕組みです。

<p>○対象となる方 山口市内に在住・在勤・在学している概ね10名以上の団体・グループとします。</p>	<p>○メニュー選択 「防災講座メニュー表」の中から一つ選択してください。</p>
<p>○開催場所 指定の場所へ伺います。 (山口市内に限ります。) ※会場は申込者が用意してください。</p>	<p>○派遣講師 防災士等有識者または市職員</p>
<p>○開催日時 曜日・祝日を問わず、希望日時で調整概ね1時間 ※ただし年末年始を除きます。</p>	<p>○受講料 無料です。</p>
	<p>○申込方法 受講希望日の30日前までに、下記まで防災講座申込書を御提出ください。</p>

【申込書提出先】

防災危機管理課、各地域交流センター

【申込みの流れ】



【注意事項】

- ・ 講座はメニュー表の中から一つ選んでください。幅広い団体に受講していただきたいため、同一団体の受講は年度1回とさせていただきます。
- ・ 提出いただいた申込書に基づいて、日程等について講師と調整し、申込者に回答いたします。
- ・ 講座実施日の重複等により、日程等が御希望に沿えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ ご不明な点があれば、防災危機管理課までお問い合わせください。

※申請書に関しましてはP 39をご覧ください。

問合せ先

総務部 防災危機管理課 防災危機管理担当
TEL (083) 934-2723
E-mail : bousai@city.yamaguchi.lg.jp

【防災講座メニュー表】

No.	講座名	内容
【山口市の防災対策】		
①	みんなで考える防災対策	市がすすめる防災・減災の取り組み
②	みんなで取り組む防災たいさく	児童・子ども向け
【近年の自然災害について】		
③	天気予報の見方	天気の基本を知る
④	風水害全般	洪水・土砂・高潮被害、近年の傾向と対策
⑤	台風について	メカニズムや被害、近年の傾向と対策
⑥	地震・津波対策	メカニズムや被害、近年の傾向と対策
【自主防災活動について】		
⑦	自主防災組織を立ち上げるために	自主防災組織と地域の関わり、組織づくり
⑧	自主防災活動の大切さ	活動内容、役割と課題
⑨	住民主体の避難所運営	避難所での生活、運営のポイント
⑩	女性目線での地域防災への関わり	女性の意見を取り入れる重要性
⑪	配慮が必要な方への支援と対策	要支援者等、見えない障がいに寄り添う
⑫	自主防災組織の活動事例から学ぶ	体験談から学ぶ
⑬	身近でできる防災対策	自助の大切さ、事前にやるべきこと
⑭	災害時の非常食体験	食材等を含む材料費は実費

※上記メニューの詳細な内容・ご要望等については講師が決まり次第、直接講師と相談していただきます。

※①～⑭以外の講座につきましても講師と相談のうえ、できる限り対応します。



9 ごみ集積施設整備補助金

(1) 目的

一般家庭から排出される一般廃棄物の集積場所の美化及び収集業務の効率化を図るため、ごみ集積施設を整備する自治会に対し、補助を行います。

(2) 補助基準及び補助額

市長が認める補助対象経費総額から他の補助金、補償金を控除した額について2分の1補助とし、補助限度額を散乱防止用品については2万円、移動容器については4万円、固定施設については50万円としています。

※予算に限りがあります。

(3) 申請の流れ

ごみ集積施設の整備を予定されている自治会は、工事計画（案）の段階で設置予定場所や集積施設の大きさ等について、担当課まで事前協議してください。補助金交付までの主な流れは次のとおりです。

- ①工事計画（案）（自治会）
- ②事前協議（自治会→清掃事務所）
- ③事前協議承認通知（清掃事務所→自治会）
- ④工事計画決定（自治会）
- ⑤補助金申請（自治会→清掃事務所）
- ⑥交付決定通知（清掃事務所→自治会）
- ⑦工事着工（自治会）
- ⑧工事完了（自治会）
- ⑨実績報告（自治会→清掃事務所）
- ⑩実地調査（清掃事務所）
- ⑪補助金交付額確定通知書（清掃事務所→自治会）
- ⑫補助金請求（自治会→清掃事務所）
- ⑬補助金交付（清掃事務所→自治会）

※当初の工事計画から変更され、設置が不適な場合は不交付もあります。

問合せ先

環境部 清掃事務所
TEL (083) 927-1770
E-mail : seso@city.yamaguchi.lg.jp

10 自治会活動に伴う廃棄物処理の取り扱い

(1) 自治会活動に伴う廃棄物について

自治会活動に伴う廃棄物は事業系ごみに分類されます。事業系ごみは市で収集を行っておらず、市処理施設への搬入時は事業系ごみの手数料が適用されますが、自治会活動に伴う廃棄物については、以下のとおり家庭系ごみと同様の取り扱いとします。

(2) 家庭系ごみとして取り扱う廃棄物

自治会活動に伴う廃棄物のうち、家庭系ごみとして取り扱う廃棄物は次のとおりです。なお、宗教的な活動から生じた廃棄物など、次のいずれにも該当しない廃棄物については、事業系ごみとして取り扱います。

- ① 自治会が管理するごみ集積所に放置された違反ごみ
- ② 自治会が管理する施設（公民館、集積所等）から生じた廃棄物
- ③ 自治会等自治振興交付金の交付対象事業に伴う廃棄物

(3) 廃棄物の処理方法

- ① 家庭系ごみのルールに基づいて、ごみ集積所（資源物ステーションを含む）に出してください。なお、一見して事業系ごみと認識されるような廃棄物は、違反ごみとみなして収集しない場合がありますので、市処理施設に直接搬入してください。
- ② 粗大ごみは市処理施設に持ち込むか、家庭系ごみのルールに基づいて有料で戸別収集を申し込むことができます。
- ③ 市処理施設に搬入する際は、自治会の廃棄物であることを計量窓口で申し出てください。家庭系ごみの手数料を適用します。（窓口で搬入整理票の記入をお願いします。）
- ④ 市で処理できない廃棄物については、一般廃棄物は市が許可している一般廃棄物処理業者に、産業廃棄物は県が許可している産業廃棄物処理業者に有料で処理を依頼してください。

(4) 市ウェブサイト【参考】

- ① 家庭ごみの分け方・出し方情報サイト
<https://www.city.yamaguchi.lg.jp/site/gomisigen/>
- ② 事業系ごみの分け方・出し方
<https://www.city.yamaguchi.lg.jp/soshiki/50/1321.html>

問合せ先

環境部 資源循環推進課 廃棄物対策担当
TEL (083) 941-2185
E-mail : shigen@city.yamaguchi.lg.jp

11 資源回収推進事業奨励金交付制度（つくし推進事業）

(1) 目的

営利を目的としない各種団体の自主的な資源回収に対し、回収量に応じた奨励金を交付することにより、一般廃棄物の減量化及び再資源化を図るとともに、資源回収を通じて廃棄物処理に対する意識啓発の推進に資することを目的とします。

(2) 対象団体

自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会等各種コミュニティ団体で構成し、利益を目的としない自主的に資源回収を行う団体を対象とします。

(3) 奨励金

資源回収業者に引き渡した資源回収量に応じて奨励金を交付します。
(びん類については、市の基準により重量換算します。)

(4) 資源回収対象物

- ア 古紙類（新聞紙、雑誌、ダンボール、紙パック）
- イ 古繊維類（古着等）
- ウ 缶類（アルミ缶、スチール缶）
- エ その他金属類（家庭用機器、厨房具等）
- オ リターナブル（一升瓶、ビール瓶）

(5) 団体の登録

資源回収推進事業実施団体登録申請書を提出してください。

(6) 交付申請時の提出書類及び提出期限

- ア 提出書類
 - ・ 交付申請書兼請求書
 - ・ 回収業者の発行する計量票又はこれに準ずるもの（計算書、仕入証明等）

イ 提出期限（期限日が閉庁日の場合は、翌開庁日まで）

1期 4月から 6月までの実績分 7月10日まで

2期 7月から 9月までの実績分 10月10日まで

3期 10月から12月までの実績分 1月10日まで

4期 1月から 3月までの実績分 実施年度の3月31日まで

※年度内に実施された資源回収であれば、第4期の提出期限までに申請いただければ奨励金をお支払いします。



問合せ先

環境部 資源循環推進課 リサイクル担当

TEL (083) 941-2186

E-mail: shigen@city.yamaguchi.lg.jp

12 特定家庭用機器（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）廃棄物処理費用交付制度

(1) 目的

自治会が管理するごみ集積場所に違法に排出された特定家庭用機器廃棄物を自治会においてやむを得ず処理を行った場合に、その処理に係る費用を交付します。

※特定家庭用機器（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）

(2) 交付対象

自ら管理するごみ集積場所に排出された特定家庭用機器廃棄物の処理を行った自治会。

(3) 交付額

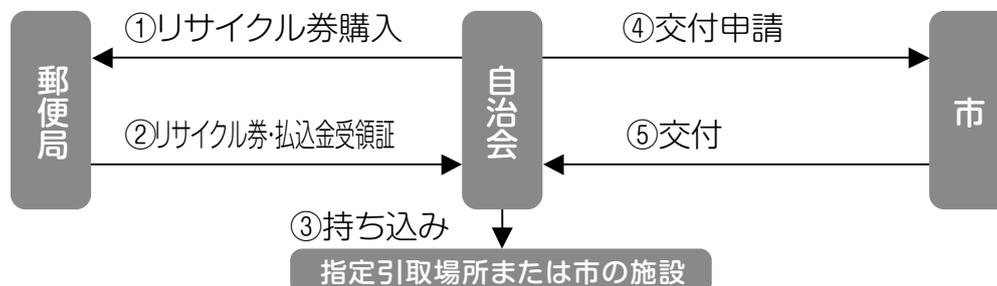
- ・家電リサイクル券購入に係る費用（リサイクル料金及び郵便局での振込手数料）
- ・市の施設に持ち込んだ場合の廃棄物処理手数料

(4) 申請時の提出書類

- ア 交付申請書兼請求書
- イ 家電リサイクル券の払込金受領証
- ウ 計量伝票兼領収書（市の施設に持ち込んだ場合）

※指定引取場所に持ち込んだ場合は「ウ」の書類は必要ありません

(5) 交付までの流れ



※処理方法は「ごみ・資源収集カレンダー」のP 2 3参照

問合せ先

環境部 資源循環推進課 リサイクル担当
 TEL (083) 941-2186
 E-mail: shigen@city.yamaguchi.lg.jp

13 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成制度

(1) 目的

人と猫とが快適に共生できるまちを目指して、猫による環境被害の軽減と、飼い主のいない猫の増加の抑制を図るため、飼い主のいない猫（野良猫）の不妊・去勢手術費用の一部を助成します。

(2) 助成対象

ア「個人」

市内に住所を有し営利を目的としない者

イ「TNR 活動を実施する団体・グループ等」

野良猫の適正管理を推進し TNR 活動を実施する 3 名以上からなる団体・グループ等

ウ「地域猫活動を行う地域」

野良猫を適正管理する活動を行う自治会等

※ TNR 活動：野良猫の数を今以上に増やさず、一代限りの命を全うさせることを目的として、野良猫の不妊・去勢手術を行う継続的な活動。

※ 地域猫活動：自治会等が地域住民の理解と協力を得て、野良猫の不妊・去勢手術を行うとともに、ルールと役割を決めて野良猫の世話をを行う活動。

(3) 申請手続き

申請に関しては、必ず事前に担当課までお問い合わせください。

問合せ先

環境部 環境衛生課 衛生調整担当

TEL (083) 934-2690 / FAX (083) 934-2751

E-mail : kankyo-e@city.yamaguchi.lg.jp

南部衛生担当

TEL (083) 973-8136 / FAX (083) 973-8194

E-mail : kankyo-e@city.yamaguchi.lg.jp

14 法定外公共物原材料支給

(1) 目的

山口市名義の団地内道路及び里道・水路等を地元において維持管理するための原材料の支給を行うものです。

(2) 原材料支給の対象

支給を受けようとするものは、次に掲げる条件によるものとします。

- ア 国・県・市道及び私道を除く道路。
- イ 一級・二級・準用河川及び私有名義の水路を除く河川（水路）。
- ウ 地元関係者により補修が可能であること。
- エ 複数の利用者があること。

(3) 申請の方法

各総合支所及び各地域交流センターに補修場所等を相談のうえ、原材料支給申請書を提出してください。

補修完了時には、完了報告として写真等を提出してください。

(4) 支給材料の種類

- ア 真砂土
- イ 砕石
- ウ 常温合材
- エ 土のう ※補修用
- オ モルタル（セメントと砂の配合製品）
- カ その他

問合せ先

都市整備部 道路管理課 地域支援担当
TEL (083) 934-2835
E-mail : doukan@city.yamaguchi.lg.jp

15 反射鏡設置等補助金、法定外公共物等整備事業補助金について

1 反射鏡設置等補助金

(1) 事業概要

当該事業は、国・県・市道以外の道路使用で交通安全上危険な箇所に反射鏡を設置又は修復する事業です。

(2) 対象となる設置箇所

国・県・市道同士の交差点への反射鏡の設置に関しては市が行います。地域づくり協議会で実施していただく箇所は国・県・市道と里道・私道との交差点又は里道・私道同士の交差点です。

2 法定外公共物等整備事業補助金

(1) 事業概要

当該事業は、地域が維持管理する山口市名義の団地内道路及び里道・水路等の修繕や改良工事に要する経費に対して補助金を交付するものです。

(2) 対象となる箇所

この事業の対象となるのは、山口市が所有する河川法（昭和39年法律第167号）が適用又は準用されない河川、道路法（昭和27年法律第180号）が適用されない道路及び日常生活道路として公共性のある道路です。

問合せ先

申請に関しては、各地域交流センターへお尋ねください。

なお、法定外公共物等整備事業補助金につきましては、小郡地域は南部土木事務所へ、秋穂地域は南部土木事務所（秋穂総合支所地域振興課）へ、徳地地域は徳地土木事務所へ、阿東地域は阿東土木事務所へお尋ねください。

※連絡先については、P86以降をご覧ください

16 道と海の愛護ボランティア制度「クリーンネット」

(1) 目的

市民や市内で活動する各種団体や事業所等が「里親」として、決められた一定の活動区域を「子ども」と見立て「養子縁組」し、山口市支援のもとに、市道や海岸などの清掃美化活動等のボランティア活動を行うことにより、活動団体や地域住民等の公共施設への慈しみの気持ちを高め、行政と活動団体や地域住民とのパートナーシップを確立するとともに公共施設利用者のマナー向上を目指します。

(2) 活動の基準

活動は、原則として年4回以上行うものとし、1年以上継続すること。活動区域は、山口市の管理する市道又は海岸で、100m以上あることを原則とします。ただし、海岸の場合は、海岸保全区域内であることが必要です。

(3) 市の役割

山口市は、次の基準により物品を支給します。

No	物 品	基 準		備 考
1	ゴミ袋	10人に1袋	活動1回につき	
2	軍手	1人1組	活動1回につき	1人年間12組まで
3	ほうき(竹)	5人に1本	年間1回	
4	火ばさみ	3人に1本	年間1回	
5	熊手(竹)	5人に1本	年間1回	
6	混合油	5人に1台分	1台年間4ℓ	草刈機等機具を使用する団体が対象
7	草刈機の替刃と替糸 ・金属4枚刃 ・金属8枚刃 ・オートカッター替糸 (ナイロンコード10m)	活動区間200mにつきいずれか1枚(1個)、なお支給数は登録活動者数が限度	年間1回	草刈機等機具を使用する団体が対象

(4) 申込時の提出書類

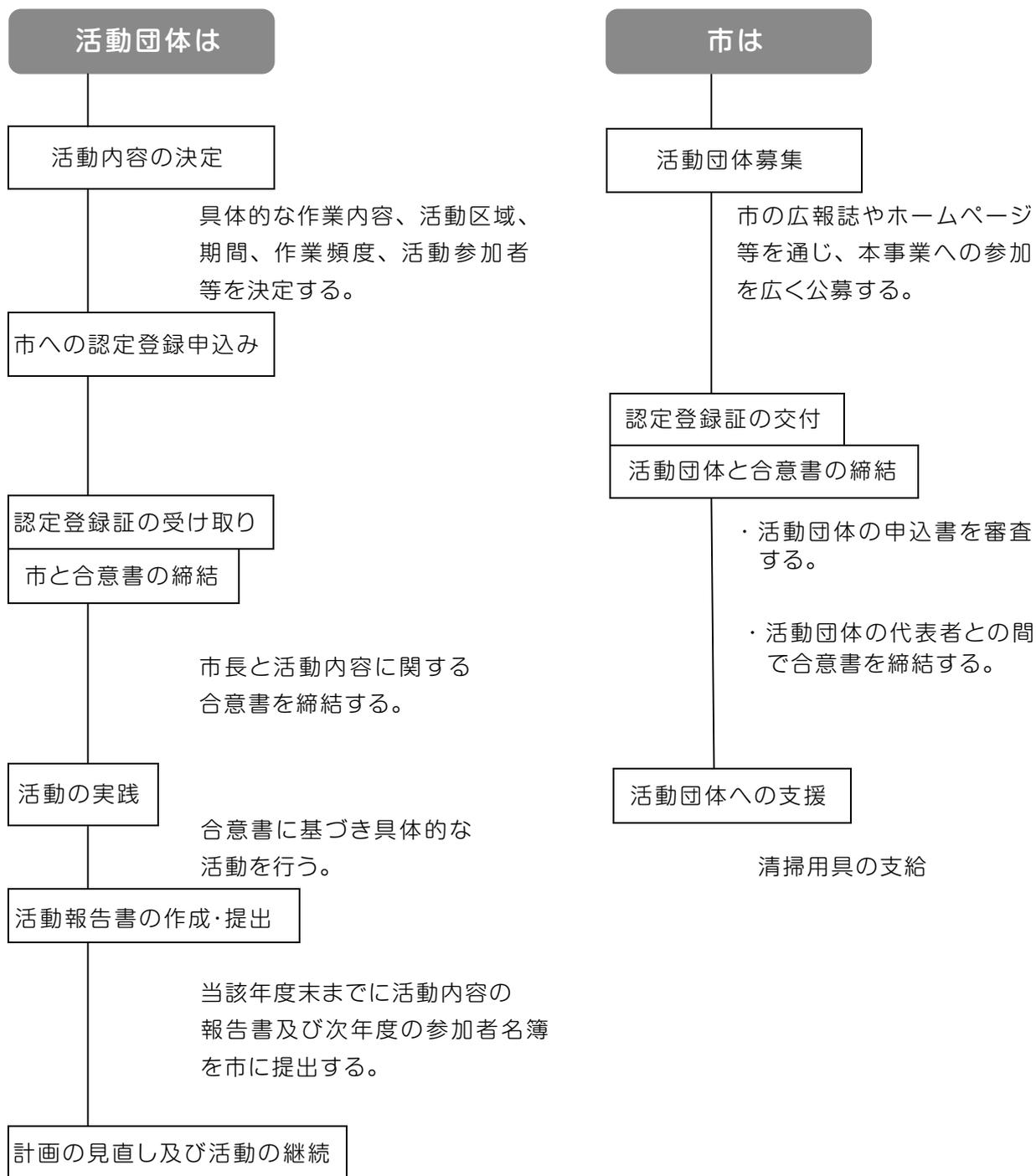
ア 里親登録申込書 イ 活動計画書 ウ 活動者名簿

問合せ先

都市整備部 道路管理課 管理担当
 TEL (083) 934-2834
 E-mail : doukan@city.yamaguchi.lg.jp

山口市 道と海の愛護ボランティア制度「クリーンネット」実施の手順

(手順) 活動団体及び市の役割は、下記のとおりとします。



1年間の活動結果に基づき事業計画を見直しと共に活動を継続する。

17 樅野川水系等の清流の保全に関する条例における河川美化協定

(1) 目的

山口市環境基本条例に掲げる基本理念にのっとり、環境の保全上不可欠な健全で豊かな水環境を保全するため、準用河川区域の環境美化活動の推進を目指します。

(2) 準用河川

美化協定の対象となる河川は、次に示す準用河川とする。（対象となる区間については、お問い合わせください。）

河川名	地域	河川名	地域	河川名	地域	河川名	地域
一貫野川	仁 保	大塚川	平 川	堰戸川	秋穂二島	茶屋川	小郡上郷
鯖山川	小 鯖	朝田川	大 歳	河内川	嘉 川	中畑川	小郡上郷
長谷川	大 内	綾木川	陶	須川川	佐 山	山田川	小郡真名
仁保地川	宮 野	高橋川	鑄 銭 司	桂ヶ谷川	小郡上郷	江畑川	阿知須井関
西の浴川	吉 敷	中 川	名 田 島	四十八瀬川	小郡上郷		

（佐波川水系及び阿武川水系に係る活動については、お問い合わせください。）

(3) 活動の基準

活動は、原則として年4回以上行うものとし、1年以上継続すること。活動区域は、上記の河川区域であって、100m以上あることを原則とします。

(4) 市の役割

山口市は、次の基準により清掃用具を支給します。

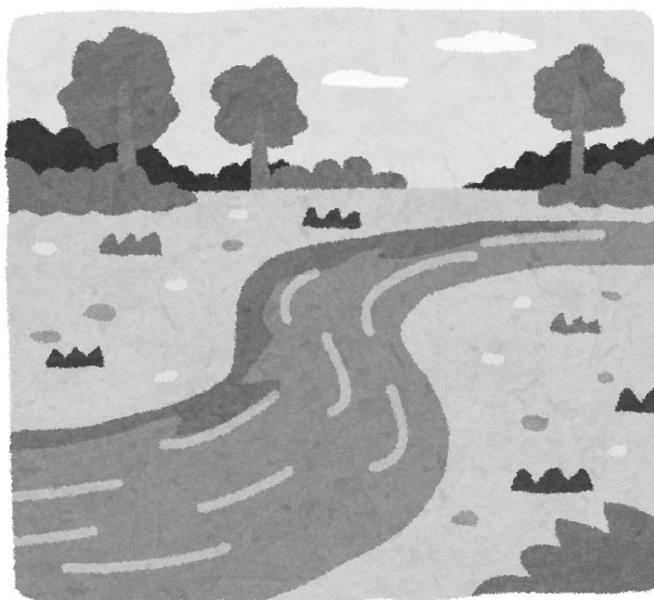
用 具	基 準	備 考
ゴミ袋	活動1回につき、10人に1袋	
軍手	活動1回につき、1人1組	1人年間12組まで
ほうき（竹）	年間1回、5人に1本	
火ばさみ	年間1回、3人に1本	
熊手（竹）	年間1回、5人に1本	
混合油	1台年間4リットルを限度、5人に1台分	草刈機等機具を使用する団体が対象
草刈機の替刃と替糸 ・金属4枚刃 ・金属8枚刃 ・オートカッター替糸 (ナイロンコード10m)	活動区間200mにつきいずれか1枚（1個）、なお支給数は登録活動者数が限度	草刈機等機具を使用する団体が対象

(5) 申込時の提出書類

ア 河川美化協定書締結申請書

イ 活動計画書

ウ 活動者名簿



問合せ先

都市整備部 河川治水課 管理担当

TEL (083) 934-2679

E-mail : chisui@city.yamaguchi.lg.jp

18 公園美化ボランティア支援事業

(1) 目的

公園の美化ボランティア活動を支援することにより、市民が身近な公共空間である公園に愛着を持ち、公園の美化に対する意識の高揚を図るとともに、市民と市が協力してきれいな公共空間を創出することを目的とします。

(2) 活動の基準

- ア 活動区域内の清掃及び除草
- イ 公園の維持管理に必要な情報の提供
- ウ その他活動区域内の美化に必要な活動（樹木の剪定、花壇の整備等）

(3) 支援の内容

ア 次の基準に基づく物品の支給

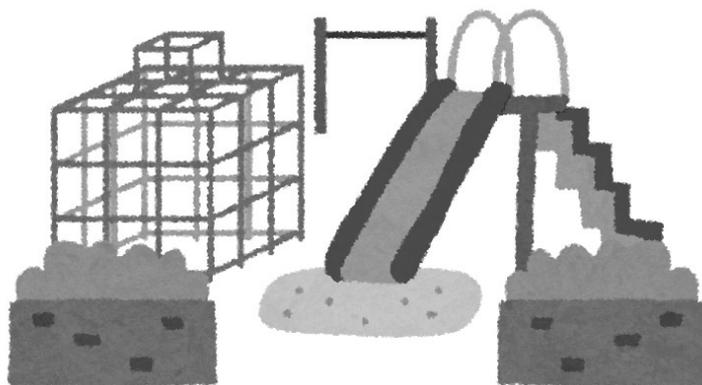
No	用 具	基 準	
1	ゴミ袋（大）	10人に2袋*	活動1回につき
2	軍手	1人1組	年間1回
3	ほうき（竹）	5人に1本	年間1回
4	火ばさみ	3人に1本	年間1回
5	熊手（がんぜき）	5人に1本	年間1回
6	混合油	5人に1台分	1台年間4リットル 最大10リットル
7	草刈鎌	3人に1本	年間1回
8	移植ごて（子供草取り用）	1団体に1本	年間1回
9	モップ（トイレ用）	トイレ1箇所に2本	年間1回
10	ほうき（トイレ用）	トイレ1箇所に2本	年間1回
11	トイレ用ブラシ	トイレ1箇所に2本	年間1回
12	トイレ用洗剤	トイレ1箇所に2本	年間1回
13	花苗および肥料	必要に応じて相談	年間2回まで (春・秋の指定日)

※ゴミ袋（大）については1袋10枚入りです。

- イ 公園美化ボランティアの名称等を記載したサインボードの設置
※公園美化ボランティア活動に伴い、公園に帰属する市の資産となる資材、備品等については、公園管理上必要と認められる場合に限り、上記支援内容とは別に山口市が準備し提供することができます。

(4) 申込時の提出書類

- ア 公園美化ボランティア登録届出書（様式第1号）
- イ 活動計画書（様式第2号）
- ウ 活動者名簿（様式第3号）



問合せ先

都市整備部 都市整備課 街路公園担当

TEL (083) 934-2832

E-mail : toshiseibi@city.yamaguchi.lg.jp

19 山口市救急サポート安心キット配布事業

(1) 目的

健康上不安のある高齢者や障がい者等に対し、急病や災害時などの緊急時に必要な情報等を保管する「山口市救急サポート安心キット」を配布することにより、市民の安全と安心の確保を図るとともに救急隊の迅速な救命活動が行えることを目的とします。

(2) 事業内容

急病や災害時などのもしもの時に備え、かかりつけの医療機関や持病などの医療情報や本人の顔写真、保険証の写し、診察券の写しなどの情報を「山口市救急サポート安心キット」容器内に入れ、ご自宅の冷蔵庫等に保管します。119番通報により、かけつけた救急隊は、救急サポート安心キット内の情報を確認することで迅速な救命活動に活かし、また、緊急連絡先の把握により家族の方などのいち早い協力を得ることもできます。

(3) 配布対象者

山口市内に住所を有し、次のいずれかに該当する方となります。

- ① 65歳以上の一人暮らし高齢者で、健康上不安のある方
- ② 65歳以上の高齢者のみの世帯で、健康上不安のある方
- ③ 身体障害者手帳を所持する方で、健康上不安のある方
- ④ その他市長が特に必要と認めた方

※高齢者や障がいのある方など、健康上不安がある方、安心キットが必要と感じる方へは、幅広く配布していく方針としています。

(4) 申請配布窓口

本人又は代理人の申請により、下記の窓口で受付を行い、配付します。

なお、利用者本人の利用に関する同意が必要となります。

- ① 山口総合支所 福祉総合相談窓口
- ② 各総合支所 総合サービス課
- ③ 各地域交流センター又は分館

【大殿、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地（分館を除く）、阿東（分館を除く）地域交流センターでは、取扱いしていません。】

- ④ 山口市内の薬局（一部取り扱っていない薬局もあります）

問合せ先

健康福祉部 高齢福祉課 高齢者支援担当

TEL (083) 934-2793

E-mail : korei@city.yamaguchi.lg.jp

20 山口市ほっと安心SOSネットワーク事業

(1) 目的

行方不明になる可能性のある高齢者や障がい者等の情報を事前に登録し、その方が行方不明になった際に協力事業者及び市民（防災メール等登録者）に情報を配信し、早期に発見することを目的とします。

(2) 事業内容

① 事前登録

「山口市ほっと安心SOSネットワーク登録申請書」を申請窓口に提出していただきます。

● 事前登録対象者

原則、在宅居住者で、山口市に居住し、行方不明になった時に、自身で名前や住所等を伝えることができず、身の安全を確保することができない方

<高齢者>

認知症等により行方不明になる可能性のある高齢者（65歳以上の方）

<障がい者>

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの手帳の所持者で、原則65歳未満の方

● 事前登録の申請者

本人や家族もしくは親族、後見人

● 申請窓口

<高齢者>

山口市高齢福祉課、各総合支所総合サービス課、山口市内の地域包括支援センター、山口警察署、山口南警察署

<障がい者>

山口市障がい福祉課、各総合支所総合サービス課

● 二次元コード付アイロンシールの配布

事前登録された方に提供します。（本人の衣服や杖等持ち物に貼用）

② 協力事業者の登録及び協力依頼

通常業務の範囲において、行方不明者の捜索に協力できる事業者を協力事業者として登録します。警察署に行方不明届が提出された場合、警察署と市で連携し協力依頼書により協力事業者へ情報提供します。

※協力事業者の登録は高齢福祉課で可能です。

③ 防災メール等による協力依頼

行方不明情報を山口市防災メール等登録者へ配信します。

問合せ先

【高齢者】 高齢福祉課 包括支援担当

TEL (083) 934-2758

E-mail : hokatsu@city.yamaguchi.lg.jp

【障がい者】 障がい福祉課 相談支援担当

TEL (083) 934-2988

E-mail : syougai@city.yamaguchi.lg.jp

21 「民生委員・児童委員」および「福祉員」候補者の推薦について

1 民生委員・児童委員とは

「民生委員」は、民生委員法により設置が定められ、また、「児童委員」は児童福祉法によって民生委員が兼ねるとされているため「民生委員・児童委員」と呼びます。

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱を受けた非常勤の特別地方公務員であり、地域住民の身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐ「つなぎ役」です。

また、「主任児童委員」は、児童福祉法に基づき民生委員・児童委員の中から選出され、児童福祉に関する事項を専門的に担当する委員で、児童相談所等の関係機関や他の民生委員・児童委員と連携を図りながら活動されています。

任期は3年（現任：令和4年12月1日～令和7年11月30日、再任可）で、山口市では約450の方が委嘱されています。

【活動内容】

- ①高齢者、障がい者、子育て世帯等の訪問、見守り
- ②地域住民からの相談への対応（必要に応じて行政等福祉機関へつなぐ「つなぎ役」）
- ③子どもたちの見守りや声かけ、通学路周辺のパトロール活動
- ④行政からの要請に基づく調査協力（高齢者の状況調査や福祉事務所の調査等）
- ⑤地域包括支援センターや学校、福祉員、自治会等との連携による地域の見守り
- ⑥避難行動要支援者等の支援体制づくり
- ⑦研修会や毎月の地区民児協定例会への参加（委員同士の情報交換、相談の場）等

2 福祉員とは

福祉員とは、市社会福祉協議会会長及び地区社会福祉協議会会長から委嘱を受けて福祉活動を行う「小地区福祉活動の推進者」です。

任期は原則3年（現任：令和5年4月1日～令和8年3月31日）で、山口市では約830名の方が委嘱されています。

【活動内容】

- ①地域の福祉問題（困りごと）の発見・把握
- ②福祉関係者との連携（報告・連絡・相談）
- ③小地域福祉活動（見守り訪問活動、日常生活支援活動、ふれあい・いきいきサロン活動、災害時要援護者支援活動など）の推進
- ④地域住民へ福祉に関する情報の提供
- ⑤社会福祉協議会の運営及び事業・活動への協力 等

※各地区により、福祉員の活動内容が異なることもあります。

3 自治会等へのお願い（委員候補者の推薦について）

自らも地域住民の一員である民生委員・児童委員、福祉員は、住民に最も身近なところで、住民の立場に立った活動を行いますので、住民との「信頼関係」が重要です。

こうしたことから、委員の候補者につきましては、地域の実情をよく把握されておられる自治会等により、適格者を推薦いただくこととしております。

民生委員・児童委員の任期満了による委員一斉改選の年には、各地域へ推薦の依頼をさせていただきますので、地域交流センターおよび総合支所、地区民児協と連携しながら、担い手の確保にご協力をお願いいたします。

4 民生委員・児童委員、福祉員と自治会等との連携について

高齢者の見守り訪問やふれあい・いきいきサロン等の地域福祉活動を推進するためには、民生委員・児童委員と福祉員だけではなく、様々な人々や団体と協働・連携することが重要となり、特に地域での支援を考える際には自治会等との協力は不可欠です。

【地域での情報共有の例】

・見守り訪問活動

地区によって異なりますが、親族、自治会役員、地区社協役員、民生委員・児童委員、福祉員、ボランティア、老人クラブ会員、近隣者、友人、知人の方等で構成された複数名の見守り訪問グループで見守りを行うため、対象者の情報共有をします。

・災害時避難行動要支援者情報

市防災危機管理課で避難行動要支援者「全体名簿」が作成され、その内、情報提供の同意が得られた方の名簿（避難行動要支援者「同意名簿」等）については、山口市地域防災計画に定められている避難支援等関係者（自治会、自主防災組織、地域づくり協議会、地区社協、民生委員・児童委員、福祉員、市社協、消防団、ケアマネジャーや地域包括支援センター等の福祉専門職等）と共有が可能です。

※情報を共有する場合、その全員に秘密保持義務が生じることから、個人情報の取り扱いについては注意します。

問合せ先

【民生委員・児童委員に関すること】 山口市地域福祉課 地域福祉担当
TEL (083) 934-2790

E-mail: t-fukushi@city.yamaguchi.lg.jp

【福祉員に関すること】 山口市社会福祉協議会

TEL (083) 924-0543

E-mail: yama-t@yshakyo.or.jp

22 介護予防出張講座

住民自ら積極的な介護予防、生活習慣の改善に取り組めるよう、専門的な知識のある講師が皆さんのところに出向き、介護予防に関する講座を行います。

- 講座メニュー
 - ・ 転倒骨折予防
 - ・ お口の健康
 - ・ 生活習慣病予防
 - ・ 高齢者の健康管理
 - ・ 関節症の方の生活の工夫
 - ・ 介護予防事業等に関すること
 - ・ 認知症予防
 - ・ 栄養改善
 - ・ 排泄トラブルへの対応
 - ・ 薬との上手なつきあい方
 - ・ ロコモティブシンドローム予防

- 対象
介護予防に興味、関心のある高齢者の所属する地域の団体
 - ・ ふれあい・いきいきサロン
 - ・ 自治会活動など

- 派遣講師
介護予防に関する専門家
(理学療法士、介護福祉士、看護師、薬剤師、栄養士、歯科衛生士など)

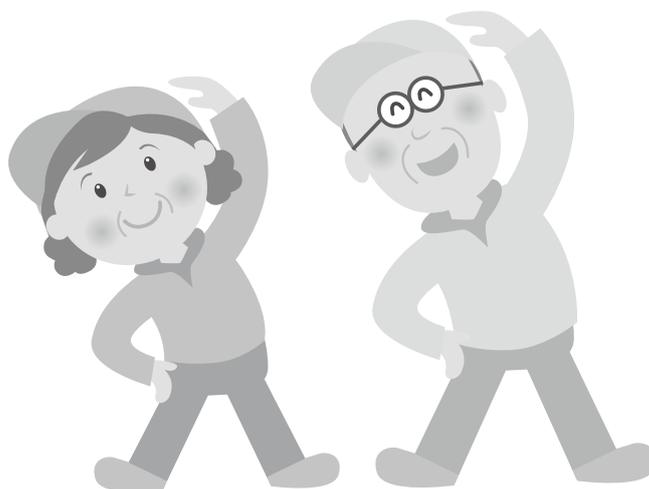
- 開催場所
地域の団体が通常活動している場所
(公民館、公会堂等)

- 費用 無料

- 開催時間
1回の開催につき
30分～1時間30分程度

- 申込方法
受講希望日の1か月前までに山口市の各地域包括支援センター(P77)へ、所定の様式で申し込んでください。
(*同一団体 年2回まで)

※申込書に関しましては、P40をご覧ください。



23 いきいき百歳体操

「いきいき百歳体操」は、高齢の方、体の弱い方、どなたでも実施可能な体操です。イスに座ってゆっくりとした簡単な動作をビデオを見ながら行います。おもりを使ったゆっくりとした筋肉運動で、所要時間は30分です。週1回継続して行くと効果的です。

高齢者が容易に通える範囲に住民主体の介護予防の通いの場ができることを目指しています。

「いきいき百歳体操」を立ち上げたい団体に講師を派遣し、体操の紹介や立ち上げ支援を行います。

まずは、どのような体操か一度「体操の紹介と体験」をご利用ください。

○メニュー・内容・対象等

メニュー	内 容	対 象	団体の準備物品
体操の紹介と体験	・介護予防の話 ・いきいき百歳体操の紹介と実施 (所要時間：1時間)	65歳以上の高齢者を含む5人以上の団体	・イス人数分 (床から45センチ程度の高さのイス)
自主活動開始	自主活動開始から1～4回目、12回目に講師を派遣し体操の指導及び自主活動支援を行います。 ・体力測定(1回目・12回目) ・健康チェック支援 ・体操の指導 ・DVD・おもりの貸し出し等 (*5～11回目は団体のみで運営となります)	65歳以上の高齢者を含む5人以上で構成され以下の要件を満たす団体 ・週に1回集まり3か月以上の活動が可能 ・実施場所が確保できる ・政治・宗教・営利を目的としない団体	・イス人数分 ・血圧計 ・テレビとDVDプレイヤー (またはCDデッキ) ・筆記用具 ・上履き

○開催場所 地域の団体が通常活動している場所

○費 用 無料

○派遣講師 介護予防に関する専門職

○申込み方法 実施希望日の30日前までに、山口市の各地域包括支援センター(P77)へ、所定の様式でお申込みください。

※申込書に関しましては、P40をご覧ください。

24 認知症サポーター養成講座

認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かい目で見守る応援者である「認知症サポーター」を養成する講座です。

○講座内容

認知症に関する基礎知識、認知症の人や家族への支援のあり方など

○対象となる方

認知症に興味、関心のある地域の団体（10人以上）

○開催場所

地域の団体が通常活動している場所

○開催時間

1時間30分程度

○派遣講師

講師の資格をもつキャラバン・メイト

○費用 無料

○申込み方法

受講希望日の40日前までに、山口市の各地域包括支援センター（下記）へ、所定の申込書で申し込んでください。

※申込書に関しましては、P40をご覧ください。

○申込み・問い合わせ先

センター名	担当地域	所在地・電話番号
山口市中央地域包括支援センター	大殿、白石、湯田	朝倉町5番4号 TEL (083)934-3338
山口市北東地域包括支援センター	小鯖、大内	大内矢田北五丁目12番7号 TEL (083)941-6672
山口市北東第2地域包括支援センター	仁保、宮野	仁保中郷2316番地2 TEL (083)929-1414
山口市鴻南地域包括支援センター	吉敷、平川、大歳	黒川3363番地 TEL (083)934-3333
山口市川西地域包括支援センター	小郡	小郡保健福祉センター内 小郡下郷609番地5 TEL (083)976-5711
山口市川西第2地域包括支援センター	嘉川、佐山、阿知須	阿知須4226番地 TEL (0836)39-9012
山口市川東地域包括支援センター	陶、鑄銭司、名田島、 秋穂二島、秋穂	鑄銭司5435番地1 TEL (083)986-2077
山口市基幹型地域包括支援センター	市内全域 (地域が広域にわたる場合)	山口市役所内 亀山町2番1号 TEL (083)934-2758
山口市基幹型地域包括支援センター 徳地分室	徳地	徳地地域複合型拠点施設内 徳地堀1561番地1 TEL (0835)52-0670
山口市基幹型地域包括支援センター 阿東分室	阿東	阿東保健センター内 阿東徳佐中3382番地 TEL (083)956-0995

25 お気軽講座

山口市生涯学習推進本部では、平成9年10月1日から「お気軽講座」を開設しています。この講座は、市民の皆さんが聞きたい内容を「お気軽講座メニュー表」から選んでいただき、市職員が講師となり皆さんのところへ出向き、市の取組などをお話しするものです。

○対象となる方

市内に在住、在勤、在学している10人以上の方で構成された団体・グループなどで申込みをしてください。

○開催日・開催時間

曜日・祝日を問わず、午前9時～午後9時までの間で2時間以内
(ただし、年末年始(12/29～1/3)を除きます。)

○開催場所

指定の場所へ伺います。
(山口市内に限ります。)

※会場の手配などについては申込者側でお願いします。

○派遣講師

市職員が伺います。

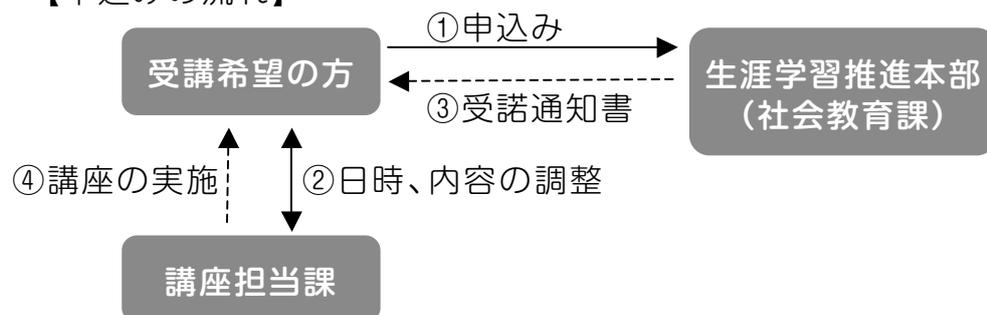
○希望講座

希望講座を「お気軽講座メニュー表」の中からお選びください。講座メニューに希望の講座がない場合でも「特別メニュー」として皆さんのリクエストにお応えします。(ただし、市の業務内容に限ります。)

○申込方法

受講希望日の1か月前までに市生涯学習推進本部事務局(社会教育課)又はお近くの地域交流センターへ、所定の申込書で申し込んでください。

【申込みの流れ】



※「お気軽講座メニュー表」につきましては、市ウェブサイトにてダウンロードいただくか、社会教育課、各地域交流センターへお問い合わせください。

HP：<https://www.city.yamaguchi.lg.jp/soshiki/109/4323.html>

山口市トップページ→分類でさがす→くらしの情報→生涯学習・スポーツ・文化・芸術→生涯学習→お気軽講座



※申請書に関しましてはP 40をご覧ください。

問合せ先

教育委員会事務局 社会教育課 社会教育・生涯学習担当

TEL (083) 934-2865

E-mail: s-kyoiku@city.yamaguchi.lg.jp

26 やまぐち外国人総合相談センター(Yamaguchi Multilingual Consultation Center)の紹介

生活の中で困ったこと、分からないことについて20言語以上とやさしい日本語で相談できます。外国人市民だけでなく、関係する日本人の方や、自治体、教育機関、医療・保健機関、その他非営利団体(自治会含む)等からの相談も受け付けています。地域に住む外国人市民の方に伝えたいことがあり、コミュニケーションを図りたい時や、困っている外国人市民の方にお知らせいただくなど、お気軽にご利用ください。※相談料は無料です。

(1) 相談内容の一例

行政手続、労働、医療・福祉、出産・子育て、教育、日本語学習など

(2) 相談の方法

- ・ 電話083-995-2100
- ・ 来所して相談
- ・ Skype: yiea.soudan1
- ・ Messenger: yiea.soudan21

(3) 相談できる日・時間

- ・ やさしい日本語 (火～土 8時30分～17時15分)
※やさしい日本語とは、外国人にも分かりやすいように配慮した日本語のことです。
- ・ 中国語、タガログ語 (フィリピン) (火・木 10時～16時)
- ・ 英語、ベトナム語 (水・金 10時～16時)
- ・ 多言語コールセンター【電話通訳】を使って相談できる言語 (火～土 8時30分～17時15分)
英語、中国語、タガログ語 (フィリピン)、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語など20言語以上

問合せ先

やまぐち外国人総合相談センター
〒753-0021 山口市桜島3-2-1 山口県宮野庁舎2階
(公益財団法人山口県国際交流協会内)
※閉館日：日・月・祝日・年末年始
※最新の情報は協会ホームページでご確認ください→
※本事業は山口県の事業です。

